



志摩市告示第81号

会計管理者の事務の一部委任について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定により、会計管理者は、その事務の一部を出納員に委任し、出納員は、委任を受けた事務の一部を分任出納員に委任したので、告示する。

令和8年4月1日

志摩市長 橋爪 政吉



1 出納員

委任事務	委任を受けた出納員
現金(現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。)の出納及び保管を行うこと。 物品の出納及び保管(使用中の物品に係る保管を除く。)を行うこと。 支出負担行為に関する確認を行うこと。	出納室出納係の職にある出納員
評価、納税、事業、所得、課税、廃車等諸証明手数料、公簿、公文書、図面の閲覧照合手数料、租税その他の税務課の所管事務に係る諸収入金の収納を行うこと。	税務課長の職にある者
戸籍、住民基本台帳、印鑑証明(認可地縁団体に係るものを除く。)及び諸証明手数料その他の市民課の所管事務に係る諸収入金の収納を行うこと。	市民課長の職にある者

<p>火葬場使用料、狂犬病予防法関係事務手数料及び一般廃棄物処理手数料その他の環境・ごみ対策課の所管事務に係る諸収入金の収納を行うこと。</p>	<p>環境・ごみ対策課長の職にある者</p>
<p>福祉資金及び住宅新築資金等貸付償還金その他の人権市民協働課の所管事務に係る諸収入金の収納を行うこと。 迫間文化会館使用料その他の迫間文化会館の所管事務に係る諸収入金の収納を行うこと。</p>	<p>人権市民協働課長の職にある者</p>
<p>各支所の所管事務に係る諸収入金の収納を行うこと。</p>	<p>各支所長の職にある者</p>
<p>休日夜間応急診療所利用者使用料（診療費）、阿児健康増進センター使用料及び健康診査等個人負担金その他の健康推進課の所管事務に係る諸収入金の収納を行うこと。</p>	<p>健康推進課長の職にある者</p>
<p>国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料その他の保険年金課の所管事務に係る諸収入金の収納を行うこと。</p>	<p>保険年金課長の職にある者</p>
<p>介護保険料その他の介護・総合相談支援課の所管事務に係る諸収入金の収納を行うこと。</p>	<p>介護・総合相談支援課長の職にある者</p>
<p>生活保護費返還金及び徴収金その他の生活支援課の所管事務に係る諸収入金の収納を行うこと。</p>	<p>生活支援課長の職にある者</p>
<p>保育料、こども園保育料、放課後児童クラブ負担金、幼稚園保育料及び預かり保育料その他のこども家庭課の所管事務に係る諸収入金の収納を行うこと。</p>	<p>こども家庭課長の職にある者</p>
<p>阿児特産物開発センター施設使用料及び観光農園使用料その他の農林課の所管事務に係る諸収入金の収納を行うこと。</p>	<p>農林課長の職にある者</p>

<p>阿児の松原地域活性化センター使用料その他の阿児の松原地域活性化センターの所管事務に係る諸収入金の収納を行うこと。</p> <p>志摩パークゴルフ場使用料その他の志摩パークゴルフ場の所管事務に係る諸収入金の収納を行うこと。</p> <p>浜島磯体験施設海ほおずき使用料その他の浜島磯体験施設海ほおずきの所管事務に係る諸収入金の収納を行うこと。</p> <p>ともやま公園施設使用料その他のともやま公園事務所の所管事務に係る諸収入金の収納を行うこと。</p> <p>絵かきの町交流広場使用料その他の絵かきの町交流広場の所管事務にかかる諸収入金の収納を行うこと。</p>	<p>観光・プロモーション課長の職にある者</p>
<p>駐車場使用料、市営住宅使用料及び敷金その他の都市計画課の所管事務に係る諸収入金の収納を行うこと。</p>	<p>都市計画課長の職にある者</p>
<p>奨学金償還金その他の教育総務課の所管事務に係る諸収入金の収納を行うこと。</p> <p>給食費徴収金その他の学校給食センターの所管事務に係る諸収入金の収納を行うこと。</p>	<p>教育総務課長の職にある者</p>
<p>スポーツ施設使用料、公民館使用料及び公民館講座受講料その他の生涯学習スポーツ課の所管事務に係る諸収入金の収納を行うこと。</p>	<p>生涯学習スポーツ課長の職にある者</p>
<p>阿児アリーナ使用料その他の生涯学習スポーツ課の所管事務に係る諸収入金の収納を行うこと。</p> <p>旧町町史等売払代金その他の歴史民俗資料館の所管事務に係る諸収入金の収納を行うこと。</p> <p>図書館の所管事務に係る諸収入金の収納を行うこと。</p>	<p>生涯学習スポーツ課副参事の職にある者</p>
<p>消防総務課の所管事務に係る諸収入金の収納を行うこと。</p>	<p>消防総務課長の職にある者</p>

危険物許可認可事務手数料その他予防課の所管事務に係る諸収入金の収納を行うこと。	予防課長の職にある者
-----------------------------------------	------------

2 分任出納員

委任事務	委任を受けた分任出納員
評価、納税、事業、所得、課税、廃車等諸証明手数料、公簿、公文書、図面の閲覧照合手数料、租税その他の税務課の所管事務に係る諸収入金の収納	税務課員
戸籍、住民基本台帳、印鑑証明（認可地縁団体に係るものを除く。）及び諸証明手数料その他の市民課の所管事務に係る諸収入金の収納	市民課員
狂犬病予防法関係事務手数料及び一般廃棄物処理手数料その他の環境・ごみ対策課の所管事務に係る諸収入金の収納	環境・ごみ対策課員
火葬場使用料その他の斎場悠久苑の所管事務に係る諸収入金の収納	環境・ごみ対策課員 斎場悠久苑職員
各支所の所管事務に係る諸収入金の収納	各支所職員
福祉資金及び住宅新築資金等貸付償還金の収納	人権市民協働課員
迫間文化会館使用料その他の迫間文化会館の所管事務に係る諸収入金の収納	迫間文化会館職員
健康診査等個人負担金その他健康推進課の所管事務に係る諸収入金の収納	健康推進課員
阿児健康増進センター使用料の収納	健康推進課員 阿児健康増進センター職員
休日夜間応急診療所利用者使用料（診療費）の収納	健康推進課員 休日夜間応急診療所員

国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料その他の保険年金課の所管事務に係る諸収入金の収納	保険年金課員
介護保険料その他の介護・総合相談支援課の所管事務に係る諸収入金の収納	介護・総合相談支援課員
生活保護費返還金及び徴収金その他の生活支援課の所管事務に係る諸収入金の収納	生活支援課員
保育料、こども園保育料、放課後児童クラブ負担金、幼稚園保育料及び預かり保育料その他のこども家庭課の所管事務に係る諸収入金の収納	こども家庭課員
保育料その他の各保育所の所管事務に係る諸収入金の収納	各保育所職員
こども園保育料その他の各こども園の所管事務に係る諸収入金の収納	各こども園職員
預かり保育料その他の各幼稚園の所管事務に係る諸収入金の収納	各幼稚園職員
阿児特産物開発センター施設使用料その他の阿児特産物開発センターの所管事務に係る諸収入金の収納	農林課員 阿児特産物開発センター職員
観光農園使用料その他の観光農園の所管事務に係る諸収入金の収入	農林課員
阿児の松原地域活性化センター使用料その他の阿児の松原地域活性化センターの所管事務に係る諸収入金の収納	観光・プロモーション課員
志摩パークゴルフ場使用料その他の志摩パークゴルフ場の所管事務に係る諸収入金の収納	観光・プロモーション課員
浜島磯体験施設海ほおずき使用料その他浜島磯体験施設海ほおずきの所管事務に係る諸収入金の収納	浜島磯体験施設海ほおずき職員

ともやま公園施設使用料その他のともやま公園事務所の所管事務に係る諸収入金の収納	ともやま公園事務所職員
絵かきの町交流広場使用料その他の絵かきの町交流広場の所管事務にかかる諸収入金の収納	観光・プロモーション課員
駐車場使用料、市営住宅使用料及び敷金その他の都市計画課の所管事務に係る諸収入金の収納	都市計画課員
奨学金返還金その他の教育総務課の所管事務に係る諸収入金の収納	教育総務課員
給食費徴収金その他の学校給食センターの所管事務に係る諸収入金の収納	学校給食センター職員
スポーツ施設使用料及び公民館講座受講料その他の生涯学習スポーツ課の所管事務に係る諸収入金の収納	生涯学習スポーツ課職員
阿児アリーナ使用料、スポーツ施設使用料その他の阿児アリーナの所管事務に係る諸収入金の収納	阿児アリーナ職員
公民館使用料、公民館講座受講料及びスポーツ施設使用料その他の各公民館の所管事務に係る諸収入金の収納	各公民館職員
図書館使用料その他の図書館の所管事務に係る諸収入金の収納	図書館職員
旧町町史等売払代金その他の歴史民俗資料館の所管事務に係る諸収入金の収納	歴史民俗資料館職員
消防総務課の所管事務に係る諸収入金の収納	消防総務課員
危険物許可認可事務手数料その他の予防課の所管事務に係る諸収入金の収納	予防課員